

装管調第70号  
令和元年5月7日

大臣官房長  
整備計画局長  
施設等機関の長  
各幕僚長殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

調査研究等の調達における総合評価落札方式の適用について（通知）

標記について、公共調達の適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用について（装管調第16766号。30.12.17）別紙第6項の規定にかかわらず、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の調査研究等への適用について（装管調第69号。令和元年5月7日）の例によるものとし、本日以降に落札の判定又は随意契約による相手方の選定を完了して契約を行う調査研究等の調達すべてに適用することとしたので、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（装管調第68号。令和元年5月7日）別紙第3項柱書及び第8号に規定する防衛装備庁調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）の事前の同意を確実に得る（第8号については本省又は防衛装備庁の内部部局に属する者が調達要求をする場合を除く。）等、遺漏なく措置されたく通知する。

なお、この通知の運用に当たり疑義が生じた場合には、調達企画課長と協議するものとし、本省内部部局について当該例による場合における防衛装備庁長官官房会計官の調達企画課長に対する協議は、大臣官房会計課長の調達企画課長に対する協議とするものとする。

関連文書：装管調第16766号（30.12.17）

装管調第68号（令和元年5月7日）

装管調第69号（令和元年5月7日）

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長